

【農業委員会総会について】

農業委員会では、農地の権利移動や転用等を審議するため、毎月1回(25日前後)、農業委員会総会を開催しています。詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。

【総会の結果】

総会議事録は、農業委員会事務局で閲覧することができます。

【農地法第3条(農地の売買等)の許可申請関係の資料について】

農地法第3条の許可申請についての下記の資料を農業委員会事務局に備え置いてあります。ご希望の方は農業委員会事務局までお越しください。

- (1) 農地の売買、贈与、賃借等の許可(農地法第3条)について
許可のポイント、下限面積、申請から許可までの流れ等の資料
- (2) 申請記入マニュアル
- (3) 必要書類一覧表
- (4) 必要書類チェックリスト
- (5) 申請書受付のお知らせ

【農地法第3条許可事務の標準処理期間の設定について】

士幌町農業委員会では、農地法第3条許可の事務処理について、申請書受付から許可までの標準処理期間を以下のように定め、迅速な事務処理による行政サービスの向上に努めています。

| 根拠法令 | 標準処理期間 |
|----------------------|--------|
| 農地法第3条第1項(農業委員会許可事案) | 30日 |